

2022 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項  
日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）（ウクライナ人留学生特例支援策）

文部科学省は、長期化するウクライナ情勢を踏まえ、日本とウクライナとの国際交流・友好親善を促進し、ウクライナの復興をはじめ世界の発展に貢献する人材の育成を目的として、日本の大学にて、日本語能力及び日本事情・日本文化を学ぶ機会を提供するため、大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記のとおり募集する。

記

1. 応募者の資格及び条件

(1) 対象

令和4年2月24日以降、各大学に新たに受け入れた、または令和4年10月までに受け入れる見込みのあるウクライナ人学生のうち、日本の大学において、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育を受けるウクライナ人留学生。なお、対象者は原則として、大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者に限る。

(2) 国籍

ウクライナ国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。

(3) 年齢

1992年4月2日から2004年4月1日までの間に出生した者。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）による例外は認めない。

(4) 学歴

原則として、以下の①～③のすべての条件を満たすこと。

① 外国（日本国以外）の大学の学部在籍している、または卒業している者。

② 日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。

③ 2022年9月1日現在において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学での日本語・日本文化学習歴を合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること。）

ただし、特段の配慮すべき事情により②～③の条件を満たすことが困難な場合は条件を緩和し、①を満たし日本語・日本文化に強い関心を持つ者であれば応募可能とする。

(5) 日本語能力

原則として、日本語の能力に関する以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。

② ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

ただし、特段の配慮すべき事情により上記の条件を満たすことが困難な場合は条件

を緩和し、日本語能力試験（JLPT）のレベル N3 相当以上の日本語能力を有する者であれば応募可能とする。

#### (6) 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

#### (7) 渡日時期（本記載はこれから渡日する者のみ対象）

原則として、研修コースの始まる 2 週間前からコース開始日までのうち、受入大学の指定する期日に渡日可能な者。

特段の配慮すべき事情があると文部科学省が判断した場合を除き、指定された期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。また、既に渡日している場合や、自己の都合により上記の所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

#### (8) 査証・在留資格取得

原則として、渡日前に在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。また、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」、「短期滞在」等）を有している場合は「留学」に変更する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

研修コース開始日までに「留学」の在留資格を取得できない場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。事後に「留学」の在留資格が取得できたとしても奨学金を遡って支給することは認められない。

#### (9) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については原則対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2022 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 奨学金支給期間開始後に他の奨学金等を受給することを予定している者。
- ⑥ 申請時に二重国籍者で、渡日時（受入大学における学籍等発生時）までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

#### (10) 奨学金支給期間終了後の帰国

原則、奨学金支給期間終了月内に帰国し、引き続き日本語・日本文化の学習を続けること。また、渡日時時点で外国（日本国以外）の大学の学部在籍していた者は復学すること。なお、特段の配慮すべき事情により帰国することが困難な場合は、奨学金支給期間終了月内の帰国を猶予する場合もある。その場合、原則帰国旅費は支給しない。

#### (11) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、ウクライナと日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も留学した大

学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、ウクライナと日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

## 2. 奨学金支給期間

奨学金支給開始月から1年以内で、各大学の研修コース修了に必要な期間。奨学金支給期間の延長は認めない。

## 3. 奨学金等

### (1) 奨学金

月額117,000円を支給する。特定の地域において修学・研究する者には、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する。なお、日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

### (2) 旅費

#### ① 渡日旅費（本記載はこれから渡日する者のみ対象）

文部科学省は、本制度の受給対象者として新たに渡日するウクライナ人留学生に対し、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、ウクライナ、ウクライナの隣接国、中・東欧諸国のうち文部科学省が指定する国の国際空港から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により上記の指定国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、すでに日本に渡日済みである留学生を推薦する場合、当該留学生の渡日旅費は支給対象とならない（遡り支給も不可）。

#### ② 帰国旅費

文部科学省は、原則として研修コースを修了し、上記「2. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学が通常の経路として使用する国際空港からウクライナ、ウクライナの隣接国、中・東欧諸国のうち文部科学省が指定する国の国際空港までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「4. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了月内に帰国しない場合、原則帰国旅費は支給しない。

### (3) 教育費

大学における入学検定料、入学金及び授業料等は受入大学が負担すること。

## 4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決

定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により受入大学の研修コースを奨学金支給期間終了月までに修了することが不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金等（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。

## 5. 推薦手続き及び選考

### (1) 対象

原則、「日本語・日本文化研修留学生コースガイド」（以下、「コースガイド」という。）掲載大学からの申請を対象とする。

「コースガイド」掲載大学以外の大学が申請する場合は、「コースガイド」と同等の修了要件・教育内容・指導体制等の他、これまでの日本語教育の実績等について、有識者による審査が必要となるので、現在「コースガイド」に掲載されていない大学が推薦する場合には、6月8日までに文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室まで事前の連絡をするとともに、6月20日までに「コースガイド」を同室まで提出すること。

### (2) 推薦

各大学長は、優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、各大学最大3名まで推薦順位を付した上で別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。

### (3) 選考

各大学長から推薦された者のうち、文部科学省の選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。

### (4) 提出書類等

#### ① 文部科学省への提出書類

- ア 国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦調書【別紙様式1】
- イ 推薦者一覧【別紙様式2】
- ウ 学内での募集・選考に関する調書【別紙様式3】
- エ 申請書（写真要貼付）【別紙様式4】

- ※1 上記ア、イ、ウは大学が作成し、アは推薦者ごとに、イ、ウは大学ごとにそれぞれ作成すること。上記エは大学が本人から取り寄せること。
- ※2 写真は最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽のものを使用すること。電子データの貼付可。
- ※3 上記ア～エについて、電子データで提出すること。
- ※4 別紙様式2、3において希望奨学金支給開始月をそれぞれ明記すること。

- ② 大学が本人から取り寄せて大学内で保管する書類（写しを各1部保管すること。）
- カ 本人の国籍身分を証明する書類（例えば、パスポートの写し、本国の戸籍抄本、市民権等の証明書の写し）
  - キ 在籍中の大学に関する在籍証明書、または卒業大学の卒業証明書
  - ク 在籍大学（在学年次までの全学年）の学業成績証明書、または卒業大学の学業成績証明書
  - ケ 在籍大学の推薦状（受入れ予定大学長あてのもの）
  - コ 日本語・日本文化学習期間が1年以上と証明できる書類（※在籍大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上であることを証明できる場合に取り寄せること）
  - サ 上記「1.（5）日本語能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類（例：JLPTの証明書等）
- ※4 上記サに関しては、当該能力を有していると受入大学が判断した理由を「ア 国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦調書」の所定欄に記載すること。

【 上記①②の留意事項 】

- ・ ア、イ、ウの書類は日本語で作成すること。エの書類は日本語又は英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4判に統一して作成すること。
- ・ 提出書類の内容について、大学は責任を持って確認すること。上記の申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、審査に付さない。（採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り消すことがある。）
- ・ 提出期間を過ぎたものは、一切受理しない。
- ・ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて提出できるよう適切に管理すること。
- ・ ケ、コ、サの書類は特段の配慮すべき事情により提出が困難な場合は、提出がなくても申請可能とする。
- ・ キ、クの書類は特段の配慮すべき事情により提出が困難な場合は、事後提出を認める。ただし、申請書類に虚偽・不正があった場合は、「5. 奨学金支給停止事項」に該当することとなる。

6. 提出期間及び結果通知

(1) 提出期間

2022年6月8日（水）～ 2022年6月20日（月）12:00 必着

(2) 結果通知

2022年7月（予定）

【 留意事項 】

- ・ 提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位変更は認めない。
- ・ 結果通知は各大学長宛に文書をもって行い、文部科学省から本人への通知は行わない。

7. 注意事項

- (1) 受入大学は留学生が渡日する前に、奨学金支給期間、奨学金支給条件、渡日時期及び渡日方法（留学査証の取得方法等）について周知徹底すること。また、渡日に先立

ち、国等で公開しているオンライン教育等も利用して日本語を学習するよう指導し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ周知すること。

- (2) 各大学における学事上の取扱いについては、事前に十分指導すること。
- (3) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意しておくことが望ましい旨伝達すること。(地域・大学の事情により別途必要な費用がある場合は、必ず周知すること。)
- (4) 渡日後、留学生を必ず国民健康保険に加入させること。
- (5) 大学推薦により採用された者の宿舎については、受入大学の責任において斡旋すること。
- (6) 奨学金支給対象者として採用された場合、以下のことを周知すること。
  - ・ 採用者に関する情報(氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先(住所、電話番号、E-mailアドレス))を、日本政府の実施する留学生事業(留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善)に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報(生年月日及び連絡先を除く)は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。
  - ・ 国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱いについての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱いについて承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。
- (7) 過去に退去強制処分を受け、所定の渡日時期までに「留学」の査証発給ができない候補者を推薦した場合、この者の採用を取り消すので注意すること。
- (8) 留学査証の申請に関し、国籍国の在外公館にて査証申請を行う者については、文部科学省から便宜供与依頼を行うので、大学は別途在留資格認定証明書申請を行わないこと。
- (9) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は日本政府が別に定める。